

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅地等に被害を及ぼすイノシシ、アライグマ等の野生獣（鳥類を除く）の進入を抑制し、良好な生活環境の維持に資するため、野生獣の侵入を抑制するための資材購入費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、本町の住民基本台帳に登録されているものであり、町税に滞納が無いものとする。

(補助対象となる土地)

第3条 補助対象となる土地については、野生獣による被害を受け又は被害を受ける恐れのある土地で次のいずれかに該当する町内の土地とする。

- (1) 補助対象者の居住する土地
- (2) 補助対象者が管理する店舗等の営業活動を行う家屋を有する土地

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる土地に設置する野生獣侵入防止資材のうち、次のいずれかに該当する資材の購入費とする。ただし、基礎打ちを行うなど、容易に移動や撤去ができないもの、電気柵、有刺鉄線を使用するなど、野生獣以外に危害を与える恐れのあるもの、屋外装飾用の資材は除く。

- (1) ネット柵（杭等を含む）
- (2) ワイヤメッシュ柵（杭等を含む）
- (3) その他町長が必要と認める資材

2 当該事業にかかる補助は補助対象者（同一世帯を含む）が一つの敷地に対し1回を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業にかかる経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、限度額を15,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置予定箇所の写真
- (3) カタログ・資材の写真等購入予定資材及び価格が確認できるもの
- (4) 店舗等については補助対象者が管理していることがわかるもの
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(申請の変更又は取下げ)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金申請の変更又は取下げをしようとするときは、速やかにその理由を付して岬町野生獣被害防止対策事業補助金変更（取下げ）届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(申請事項等の変更承認の通知)

第9条 町長は、前条に規定する届出を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更又は取下げを承認若しくは不承認の決定をしたときは、岬町野生獣被害防止対策事業補助金変更（取下げ）決定通知書（様式第4号）を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定にかかる会計年度の終了日のいずれか早い期日までに岬町野生獣被害防止対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置後の写真
- (2) 設置資材及び当該資材に対する支払額が確認できる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受理し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付申請書

年 月 日

岬町長様

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

年度において、岬町野生獣被害防止対策事業を下記のとおり実施しますので、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請内容審査のため、住民基本台帳の確認及び世帯員全員の町税の納税状況の確認を町職員が行うことに同意します。

記

1 事業内容

2 補助金申請額 円

3 事業完了予定年月日

年 月 日

添付書類

別紙 事業計画書

設置予定箇所の写真

カタログ・資材の写真等購入予定資材及び価格が確認できるもの
店舗等については、補助対象者が管理していることがわかるもの

様式第2号（第7条関係）

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長

印

年 月 日付で交付申請のあった岬町野生獣被害防止対策事業補助金について、下記のとおり決定したので、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付 ・ 不交付

補助金交付決定額

円

様式第3号（第8条関係）

岬町野生獣被害防止対策事業補助金変更（取下げ）届出書

年 月 日

岬 町 長 様

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった岬町野生獣被害防止対策事業を下記のとおり変更したいので、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 変更（取下げ）内容

変更前：

変更後：

2 変更（取下げ）の理由

様式第4号（第9条関係）

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付変更（取下げ）決定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長

印

年 月 日付をもって届出のあった岬町野生獣被害防止対策事業補助金の変更（取下げ）について、下記のとおり決定したので、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

承認 ・ 不承認

1 変更（取下げ）後の補助金交付決定額

円

2 不承認の場合の理由

様式第5号（第10条関係）

岬町野生獣被害防止対策事業補助金実績報告書

年 月 日

岬町長様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった岬町野生獣被害防止対策事業の実績について、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業内容

2 交付決定額 円

3 事業実績

別紙 事業実績書

4 事業完了年月日

年 月 日

添付書類

設置後の写真

支出証拠書類（領収書の写し又は支払証明書類の写し）

第5号様式 添付書類

事業実績書

1 事業費等

事業費	円（うち補助金申請額 円）
事業費内訳	（購入予定資材内訳等）
設置予定場所	岬町

2 設置後概略図

（設置の全貌を記載してください）

3 事業実施内容

実施時期	事業内容
月 日	購入日 月 日
月 日	設置日 月 日

様式第 6 号 (第 11 条関係)

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長

印

年 月 日付をもって実績報告のあった岬町野生獣被害防止対策事業補助金については、下記のとおり額が確定したので、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の確定額 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付請求書

年 月 日

岬 町 長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日付 第 号により確定通知のあった岬町野生獣被害防止対策事業補助金について、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

振 込 先	金融機関名		支店（支所）名					
	預金 種別	1. 普通（総合）	口座番号（右詰め記入）					
		2. 当座						
	口座 名義	フリガナ						

岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長

印

年 月 日付をもって交付決定した岬町野生獣被害防止対策事業補助金については、岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付決定取消し額 円
- 3 取消し後の交付決定額 円
- 4 取消しの理由
岬町野生獣被害防止対策事業補助金交付要綱第13条第1項 号
- 5 返還を命ずる額 円
- 6 返還の期限 年 月 日
- 7 返還の方法 添付の納入通知書による

※上記5、6、7については、返還が生じた場合のみ記載